

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(新)

(旧)

国自整第127号  
平成18年3月2日  
改正国自整第16号  
平成20年4月24日  
改正国自整第138号  
平成23年3月25日  
改正国自整第430号  
平成28年3月28日  
改正国自整第1号  
令和2年4月1日  
改正国自整第274号  
令和6年3月28日  
改正国自整第●●号  
令和6年●月●日

国自整第127号  
平成18年3月2日  
改正国自整第16号  
平成20年4月24日  
改正国自整第138号  
平成23年3月25日  
改正国自整第430号  
平成28年3月28日  
改正国自整第1号  
令和2年4月1日  
改正国自整第274号  
令和6年3月28日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(略)

(略)

記

記

1 (略)

1 (略)

2 「1 通則」関係

2 「1 通則」関係

(1)～(5) (略)

(1)～(5) (略)

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

<u>事業の種類</u>	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の <u>別</u>		
(略)			

- (7)～(8) (略)
- (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。
- ① (略)
- ② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。
- (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告する。
- (11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。
- ① 「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ② 「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ③～⑤ (略)
- (2) (略)
- (3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

- (1) 「3 認証事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返し行っていた場合又は違反行為を知らずながら黙認していた場合をいう。
- (2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の <u>種類</u>		
(略)			

- (7)～(8) (略)
- (9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。
- ① (略)
- ② 前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。
- (10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車局整備課あて報告する。
- (11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

- (1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。
- ① 「3 認証事業者の行政処分」(1)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ② 「4 指定事業者の行政処分」(1)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。
- ③～⑤ (略)
- (2) (略)
- (3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

- (新設)
- 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

- (1) 「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4 (1)と同様とする。
- (2) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4 (2)と同様とする。  
(略)
- (3) 「4 指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。  
なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。
- ① 「4 指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。
- ② (略)
- (4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。
- (5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」4 (5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告を行うこととすることができる。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 (略)

(略)

附則（令和6年 月 日付け 国自整第 号）

1. この通達は、令和6年 月 日以降に行われた違反行為に適用する。
2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

- (新設)
- (1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。  
(略)
- (2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(3)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。  
なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。
- ① 「4 指定事業者の行政処分」(3)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。
- ② (略)
- (3) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(新設)

6 (略)

(略)

(新)

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点/台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合

(旧)

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点/台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合

				には 60 点/台					には 60 点/台	
法第 31 条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点/台	1 台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には 20 点/台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30 点/台		法第 31 条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点/台	1 台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には 20 点/台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30 点/台
(削除)						法第 78 条-1 項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	5 点	次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場(施行規則第 3 条第 8 号ハのみ行う作業場に限る。)での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施
(略)						(略)				
法第 90 条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10 点/台 15 点/台	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・事故を惹起した場合には 30 点/台		法第 90 条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10 点/台 10 点/台	事故を惹起した場合には 30 点/台 事故を惹起した場合には 30 点/台
法第 91 条-1 項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤故意以外により特定整備記録簿を備え付けていない ⑥故意により特定整備記録簿を備え付けていない	15 点 3 点 6 点 1 点 3 点 6 点	・不正改造状態の場合は 15 点 ・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・注 1 - 2		法第 91 条-1 項	・特定整備記録簿の備付け・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし (新設) ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④特定整備記録簿を備え付けていない (新設)	10 点 3 点 1 点 3 点	不正改造状態の場合は 10 点 (新規) 注 1 - 2

-2 項	・特定整備記録簿の交付義務違反	①故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない  ②故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3 点  6 点	注 1 - 2		-2 項	・特定整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3 点	注 1 - 2	
-3 項	・特定整備記録簿の保存義務違反	①故意以外により特定整備記録簿を 2 年間保存していない  ②故意により特定整備記録簿を 2 年間保存していない	3 点  6 点	不正改造状態の場合は 10 点 注 1 - 2		-3 項	・特定整備記録簿の保存義務違反	・特定整備記録簿を 2 年間保存していない  (新設)	3 点	不正改造状態の場合は 10 点 注 1 - 2	
法第 91 条の 2[則第 57 条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない  ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	10 点  10 点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備(管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置) ・離れた作業場の保守管理不備		法第 91 条の 2[則第 57 条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない  ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6 点  6 点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備(管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置) ・離れた作業場の保守管理不備	
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-1]	・料金表の掲示、掲載違反	①料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示・掲載していない	5 点  1 点			法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3 点  1 点		
(略)						(略)					
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-3]	・点検整備料金の過剰請求	・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・故意による点検整備料金の過剰請求	6 点  12 点			法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求  (新設)	6 点		
(略)						(略)					
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-6 の 4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及び OBD 確認に係る不正なデータを送信した  ②～③ (略)	15 点	(略)		法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-6 の 4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及び OBD 確認に係る不正なデータを送信した  ②～③ (略)	10 点	(略)	

法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	<u>10点</u> <u>10点</u> <u>5点</u>		法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	<u>6点</u> <u>6点</u> <u>3点</u>	
(略)					(略)				
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2-1 項-9]	・ 訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	<u>15点</u>	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場(施行規則第 3 条第 8 号ハのみ行う作業場に限る。)での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施(訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)	(新設)				
		②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施	<u>15点</u>						
		③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	<u>15点</u>						
		④法第 94 条の 5-1 項の整備として訪問特定整備を実施	<u>15点</u> / 台	④・5台以上は取消 ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。					
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特	<u>15点</u> / 台	⑤・5台以上は取消 ・法第 48 条-1 項の点検又は法第 94 条の 5-1 項の整備として					





		<p>②実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない</p> <p>③訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った</p> <p>④訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない</p>	<p>12点</p> <p>15点</p> <p>15点</p>	<p>注1-4</p> <p>③訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。</p>					
<p>法第91条の3[則第62条の2の2-1項-10]</p>	<p>・違反行為の要求、依頼等</p>	<p>・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助</p>	<p>15点</p>	<p>次に掲げるものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内外注の契約等が交わされていない</li> <li>・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注</li> <li>・不正改造の実施を依頼等した場合又は不正改造状態で車検を依頼等した場合には15点/台(5台以上は取消し)</li> <li>・<u>ペーパー車検を実施若しくは依頼等した場合には25点/台(3台以上は取消し)</u></li> </ul>	<p>法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]</p>	<p>・違反行為の要求、依頼等</p>	<p>・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助</p>	<p>3点</p>	<p>次に掲げるものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内外注の契約等が交わされていない</li> <li>・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注</li> <li>・不正改造の実施を依頼等した場合又は<u>ペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合には15点/台(5台以上は取消し)</u></li> </ul>
<p>(略)</p>					<p>(略)</p>				
<p>法第93条-2号</p>	<p>・業務の範囲の限定違反</p>	<p>①対象とする自動車の種類以外を特定整備</p> <p>②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備</p>	<p>5点</p> <p>5点</p>	<p>①訪問特定整備等の場合は10点</p> <p>②訪問特定整備等の場合は10点</p>	<p>法第93条-2号</p>	<p>・業務の範囲の限定違反</p>	<p>①対象とする自動車の種類以外を特定整備</p> <p>②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備</p>	<p>5点</p> <p>5点</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				<p>(略)</p>				
<p>法第94条の</p>	<p>・適合証等の不</p>			<p>・保安基準適合証を交付し車検</p>	<p>法第94条の</p>	<p>・適合証等の不</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>・<u>ペーパー車検</u>、不正</p>	<p>15点/</p>	<p>5台以上は取消し</p>

5	正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15点/台 15点/台	手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ①3台以上は取消し ②5台以上は取消し
(略)				

注1-1：(略)  
注1-2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。  
注1-3 「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していないの項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。」  
注1-4 「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

5	正交付	改造状態での車検手続	台	保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。
(略)				

注1-1：(略)  
注1-2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。  
(新設)

(新)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
(略)				
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	① (略)		
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	・電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5
		④～⑥ (略)		
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した	30点/台	事故を惹起した場合は 45点/台 注2-1

(旧)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
(略)				
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	① (略)		
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5
		④～⑥ (略)		
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した	10点/台	事故を惹起した場合は 30点/台 注2-1

		⑧ (略)		
	(略)			
	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった ② (略)	30点/台	事故を惹起した場合には 45点/台 注2-1 注2-5
	(略)			
(略)				
法第94条の5の2 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①～② (略) ③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した ④ (略)	30点/台	事故を惹起した場合は 45点/台 注2-1
	(略)			
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	30点/台	事故を惹起した場合には 45点/台 注2-5
	(略)			
法第94条の6 -1項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤ (略)	3点	④点検及び整備の概要欄の大部分に漏れがある場合は 5点
	(略)			

表1～表2 (略)

		⑧ (略)		
	(略)			
	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった ② (略)	20点/台	事故を惹起した場合には 30点/台 注2-1 注2-5
	(略)			
(略)				
法第94条の5の2 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①～② (略) ③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した (略)	10点/台	事故を惹起した場合は 30点/台 注2-1
	(略)			
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	20点/台	事故を惹起した場合には 30点/台 注2-5
	(略)			
法第94条の6 -1項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤ (略)	3点	(新規)
	(略)			

表1～表2 (略)

(新)

別添1～14 (略)

別添15 (訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例)

○運技整第○○○○号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業者名  
代表取締役 ○○ ○○ 殿

貴○の経営する自動車特定整備事業について、(元号) ○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号) ○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号

○○自動車株式会社 ○○営業所  
○○県○○市○○町1-2  
認証番号 ○第 ○○○号

2. 違反事実

別紙のとおり (別紙 (例) 参照)

3. 停止期間 (自動車特定整備整備事業について)

(元号) ○○年○○月○○日から  
(元号) ○○年○○月○○日まで ○○日間

4. 停止期間 (訪問特定整備及び限定訪問特定整備について)

(元号) ○○年○○月○○日から  
(元号) ○○年○○月○○日まで ○○日間

(元号) ○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告 (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(旧)

別添1～15 (略)

(新規)

○運技整第○○○○号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業者名  
代表取締役 ○○ ○○ 殿

貴○の経営する自動車特定整備事業について、(元号) ○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり、当局管内の全事業場の自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号) ○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号

○自動車株式会社 ○営業所

○県○市○町1-2

認証番号 ○第 ○○○号 (事業場が多い場合はその他事項を作成)

2. 違反事実

別紙のとおり (別紙 (例) 参照)

3. 停止期間

(元号) ○○年○○月○○日から

(元号) ○○年○○月○○日まで ○○日間

(元号) ○○年○○月○○日

○○運輸局長 ○○ ○○ 印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙（例）

違反事実及び「○○○…基準」に基づく違反点数並びに「○○○…基準」に基づく○○（事業、保安基準適合証交付等）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「○○○…基準」については、それぞれ本省局長通達・本省課長通達に基づく「局通達の件名」とする。

（元号）○○年○○月○○日に行った監査時における○○営業所に係る違反）

番号	違反事実（違反条項）	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【45点×1台】 （道路運送車両法第94条の5第1項）	45点	解任命令
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】 （道路運送車両法第94条の5第1項）	20点	
3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。【1台】 （道路運送車両法第94条の6第1項）	3点	
4	保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。【1名】 （道路運送車両法第94条の5第4項）		

違反合計点数 45点×1台+10点×2台+3点=68点	事業停止日数 35日
-----------------------------	------------

○○株式会社○○営業部に所属する人物が、同社が所有・運営する○○事業場の選任自動車検査員対し、組織的に上位の立場を利用して、検査未実施の自動車に対して保安基準適合証	事業停止日数 5日
--	-----------

別紙（例）

違反事実及び「○○○…基準」に基づく違反点数並びに「○○○…基準」に基づく○○（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「○○○…基準」については、それぞれ本省局長通達・本省課長通達に基づく「局通達の件名」とする。

（平成）○○年○○月○○日に行った監査時における○○営業所に係る違反）

番号	違反事実（違反条項）	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【45点×1台】 （道路運送車両法第94条の5第1項）	45点	解任命令
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】 （道路運送車両法第94条の5第1項）	20点	
3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。【1台】 （道路運送車両法第94条の6第1項）	3点	
4	保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。【1名】 （道路運送車両法第94条の5第4項）		

違反合計点数 45点×1台+10点×2台+3点=68点	事業停止日数 35日
-----------------------------	------------

【加重があった場合の例】

- ・「○○○…基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消しとしたものである。
- ・「○○○…基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）に定めるところにより、過去1年以内（（元

を交付するよう指示を行ったこと。  
(道路運送車両法第94条の5第1項)

訪問特定整備に関する違反に基づく訪問特定整備事業の停止日数

- ・ 事業停止日数と同日
- ・ 90日 - (事業停止日数) 日

事業停止日数 35日

**【加重があった場合の例】**

- ・「○○○…基準」((元号) ○○年○月○日付け○○○第○○号。) ○ (○) により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消しとしたものである。
- ・「○○○…基準」((元号) ○○年○月○日付け○○○第○○号。) ○ (○) に定めるところにより、過去1年以内((元号) ○○年○月○日) に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。

号) ○○年○月○日) に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。